

平成 27 年 12 月 24 日

一般社団法人次世代自動車振興センター

平成 27 年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（C E V 補助金）
年度末の申請受付について

平成 27 年度 C E V 補助金は、当初ご案内の通り、年度末（3 月 31 日）までで終了することとなりましたが、当年度内の補助金交付促進のため、申請受付期間を下記の通り、1 週間延長することが決定いたしました。

申請受付期間の延長に伴い、審査期間が短くなる中、大量の申請が殺到することが予想されますので、不備のある申請については下記の対応を取らせていただきますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

当年度内に確実に補助金を交付するため、不備のない申請書の提出に、格段のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

(1) 申請書受付締切日と対象車両の初度登録日

申請書受付締切日	平成 28 年 3 月 14 日（月）17:00 到着分まで
対象車両の初度登録日	平成 28 年 3 月 11 日（金）までの初度登録車両※

※3 月 11 日までの初度登録車の申請は今年度で終了です。来年度に申請することはできません。

(2) 不備のある申請についての対応

申請が当センターに到着した期間によって、以下のように不備の解消期限を設定させていただきます。期限までに不備が解消しない場合は不受理とさせていただきます。

不備の連絡は、当センター稼働日（月～金）に電話及び FAX にて連絡いたします。

また、最終的に不受理となりました申請書は、原則、申請者に返送いたします。

申請到着期間	不備の解消期限	
☆2 月 26 日（金）までに到着した申請	○全ての申請について 3 月 14 日（月）17:00 までが期限です。	
☆2 月 29 日（月）～ 3 月 7 日（月）に到着した申請	○当センターから不備を連絡した日の 3 日後までが期限です。 なお、不備連絡の 3 日後が土日祝に当たる場合は、翌稼働日が期限です。	(N 日) 不備連絡日 (N+1 日) (N+2 日) (N+3 日) 不備解消期限日
☆3 月 8 日（火）～ 3 月 14 日（月）に到着した申請	○当センターから不備を連絡した日の翌日までが期限です。 なお、不備連絡の翌日が土日祝に当たる場合は、翌稼働日が期限です。	(N 日) 不備連絡日 (N+1 日) 不備解消期限日

【留意事項】

- (1) 申請書の到着、不備等で不受理となった場合等の審査状況は、当センターHPの「審査状況確認」で必ずご確認ください。

- ・通常、申請書の到着日の翌朝に、ステータスは「審査中」となります。
(例) 3月14日到着の申請は3月15日朝に「審査中」となります
- ・申請書発送後4日経過しても、「審査中」にならない場合には、電話でお問い合わせください。
- ・また、申請が不備等で不受理となった場合は、ステータスが「審査中」から「申請受付前」に戻りますので、これにより不受理の確認をお願いします。

【「審査状況確認」で表示されるステータスとその意味】

ステータス	意味
申請受付前	・申請書が到着していない、または締切日を過ぎてから到着した。 ・審査中であつたが、不備等で不受理扱いとなった。 ・入力された登録番号が間違っている。
審査中	・申請書の受付が完了し審査中。
交付決定	・審査が完了し補助金の交付が決定。
補助金交付	・補助金の振込手続き中または振込済み。

- (2) 個別車両ごとの申請書提出期限のルールは従来通りです。
但し、全ての車両とも最終の受付は平成28年3月14日(月)17:00到着分までです。

【個別車両ごとの申請書提出期限のルール】

車両代金の支払い完了の上、初度登録日から1か月以内(翌月の前日)に送付(消印有効)。
初度登録日までに支払が完了しなかった場合は、支払完了の上で、登録日の翌々月の末日までに送付(消印有効)。

- (例) 初度登録日までに支払が完了しなかった場合の申請書提出期限の例
H27年12月25日初度登録車 ⇒ 提出期限 H28年2月29日(消印有効)
H28年2月29日初度登録車 ⇒ 提出期限 H28年3月14日(必着)

【添付】

(参考1) H27年度CEV補助金 年度末処理に関するFAQ

(参考2) 申請書不備の事例

以上

H27 年度 CEV 補助金 年度末処理に関する FAQ

	質問	回答
Q1	<p>申請書が 3 月 14 日の締切に間に合わない場合は、遅らせることはできないのか？</p> <p>【申請書提出遅れの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代金決済が間に合わない ・下取車の入庫が間に合わない ・下取車が補助金交付車両で、財産処分による補助金返納が間に合わない 等 	<p>☆締切を遅らせることはできません。</p> <p>☆補助金申請の準備は、新車の登録と並行して進めていただくをお願いします。</p> <p>☆下取車が補助金交付車両の場合、財産処分による補助金返納がなされるまで、新規車両の申請受付はできません（業務実施細則 別表 5）。</p> <p>財産処分手続きは、新車登録に先だって進めていただきますようお願いいたします。</p>
Q2	<p>3 月 11 日までの登録車で、申請が間に合わなかったものは、来年度に申請できるのか？</p>	<p>☆3 月 11 日までの登録車の申請受付は、今年度で終了ですので、来年度に申請することはできません。</p>
Q3	<p>3 月 14 日以降の登録車の申請はどうすればいいのか？</p>	<p>☆今年度の事業では補助対象としておりませんので、申請を受付けることはできません。</p> <p>もし、申請書が提出された場合は、申請者に返却いたします。</p> <p>☆3 月 14 日以降の登録車の扱いについては、経済産業省から改めてご案内いただく予定です。</p>
Q4	<p>来年度（H28 年度）の補助金申請方法や補助金額はどうなるのか？</p>	<p>☆まだ、決定しておりません。</p> <p>☆来年度の事業については、4 月以降に経済産業省が執行団体における受付を改めて開始する予定です。具体的な補助事業内容や受付開始日等は経済産業省からご案内いただく予定です。</p>
Q5	<p>申請書の不備の連絡で、担当が不在の場合はどうなるのか？</p>	<p>☆電話でご伝言いただくようお願いさせていただきます。</p> <p>また、FAX 送信日を連絡日とさせていただきます。</p>
Q6	<p>不受理となった申請書は、いつごろ、誰に返送されるのか？</p>	<p>☆3 月 31 日までに、原則、申請者宛に返送します。</p> <p>☆販売会社宛に返送を希望する場合は、お申し出ください。</p>
Q7	<p>補助金の支払いはいつころか？</p>	<p>☆3 月 31 日までに振り込みます。</p>
Q8	<p>3 月 14 日の締切前に予算不足となることはないか？</p>	<p>☆締切前に予算が不足した場合は、補助金申請額が予算額を超過した前日分までの申請受付を以て、申請受付を終了いたします。</p> <p>☆なお、当センターでは、毎日、申請金額を基に予算残額を管理しております。万一、予算不足が発生する可能性が想定されるようになった場合には、予算がなくなる可能性のある日の約 2 週間前より、毎日、当センターの HP で予算残額をお知らせします。</p>

申請書不備の事例

(1) 申請要件を満足していない申請

不備内容	申請の取り扱い
①車検証の所有者と使用者が異なる (現金購入の車両の場合)	☆申請を受理することはできません。 ・申請者が、車両の所有者であり使用者である車検証が必要です。
②車検証の所有者が、販売会社名で一旦登録されたままになっており、購入者の所有に所有権移転登録がされていない	☆申請を受理することはできません。 ・販売会社所有で初度登録された車検証に加え、購入者の所有に所有権移転登録がされた車検証の写しが必要です。
③申請書が提出期限を過ぎている	☆申請を受理することはできません。 ・申請書の提出期限は、最長でも、車両代金支払完了の上で、車両登録日の翌々月の末日(消印有効)までです。
④下取車が補助金交付車両で、財産処分手続きが完了していない。	☆申請を受理することはできません。 ・下取車が補助金交付車両の場合、財産処分による補助金返納が必要な場合は返納されるまで、新規車両の申請受付はできません。

(2) 「補助金交付申請書」記入内容の不備

不備内容	申請の取り扱い
①捺印がされていない	☆申請を受理することはできません。 ・捺印された申請書での再申請が必要です。
②捨印がない	☆申請書の修正が必要になった場合に、センターでの修正ができないので、その場合には、再申請が必要です。
③補助金振込口座情報の不備 ・指定された振込口座名義が申請者と異なる ・金融機関名、支店名が古い ・口座番号が違う	☆確認できるまで補助金交付はできません。
④車名・グレードの記入が不正確 ・モデルイヤー(15モデル・16モデル等)で区分している車両の記載ミスが多い	☆車種が特定できないので、補助金額の決定ができません。 確認できるまで、補助金交付はできません。

(3) 添付書類の不備(必要な書類が添付されていない)

不備内容	申請の取り扱い
①特に添付漏れの多いのは以下の書類 ・取得財産管理台帳、・役員名簿(法人のみ必要)	☆申請を受理することはできません。
②(所有権留保付のローン購入の場合) ㊦申請者が車両の使用者であることを確認する書類が添付されていない ①車両代金の支払いが確認できる書類が添付されていない	☆申請を受理することはできません。 ㊦以下のいずれかの書類が必要です。 ・申請者名による車庫証明 ・申請者が契約者となっている任意保険契約書 ①クレジット会社から販売会社に代金が支払われたことが確認できる販売会社発行のクレジット会社宛ての領収証

(4) 添付書類の不備(添付書類の内容が不正確、「補助金交付申請書」の記入内容と異なる)

不備内容	申請の取り扱い
①下取車入庫証明書 ・下取車の価格が「下取車入庫証明書」と「注文書(契約書、請求書)」で不一致	☆購入費用に充当された下取車の価格が確定できないため、確認できるまで、補助金交付はできません。
②下取車入庫証明書 ・販売会社の社印、査定士の印鑑がない	☆証明書の信憑性が疑われますので、再提出されるまで、補助金交付はできません。
③本人確認書類(免許証等) ・本人確認書類(免許証等)の住所と申請書に記載の住所が不一致	☆通知書の送付先が特定できません。 確認できれば、センターにて修正します。